第二十五条第二項	区分所有者
	敷地共有者等
第二十六条第一項	共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設（次項において「共用部分等」という。）
	集会
	敷地共有者等集会
第二十六条第二項	共用部分等
	区分所有者
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
	敷地共有者等
第二十六条第四項及び第五項	集会
	区分所有者
	敷地共有者等集会
第二十九条第一項	区分所有者
	敷地共有者等
	第十四条に定める
	敷地共有持分等の価格の
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第二十九条第一項ただし書	建物並びにその敷地及び附属施設
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第二十九条第二項	区分所有者
	敷地共有者等
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第三十条第一項	建物又はその敷地若しくは附属施設
	区分所有者
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
	敷地共有者等
第三十条第三項	専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）
	区分所有者
	敷地共有者等
	敷地共有持分等に係る土地又は附属施設
第三十条第四項	区分所有者
	敷地共有者等
	集会
	敷地共有者等集会
第三十一条第一項	区分所有者（議決権を有しないものを除く。以下この項前段において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するもの
	区分所有者及びその議決権の各
	一部の区分所有者
	敷地共有者等の議決権の
	一部の敷地共有者等

第三十三条第一項ただし書	建物を使用している区分所有者
	敷地共有者等
第三十四条第一項	集会
	敷地共有者等集会
第三十四条第三項	区分所有者（議決権を有しないものを除く。第五項において同じ。）の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの
	敷地共有者等集会
	議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等
第三十四条第四項	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十四条第五項	区分所有者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するもの
	集会
	敷地共有者等集会
	議決権の五分の一以上を有する敷地共有者等
第三十五条第一項	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十五条第二項	専有部分が数人の共有に属するとき
	一の専有部分を所有するための敷地利用権又は附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等を数人で有するとき
	敷地共有者等
第三十五条第三項	区分所有者
	敷地共有者等
	その場所に、これを通知しなかつたときは区分所有者の所有する専有部分が所在する場所
	、その場所
第三十六条	集会
	敷地共有者等集会
	区分所有者
	敷地共有者等
第三十七条	集会
	敷地共有者等集会
第三十八条	区分所有者
	敷地共有者等
	第十四条に定める
	敷地共有持分等の価格の
	敷地共有者等を
第三十八条の二第一項	区分所有者を
	当該区分所有者
	所在等不明区分所有者
	当該敷地共有者等
	所在等不明敷地共有者等